

# 岐阜県の最低賃金一覧

## ◎地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額 (時間額)	改正発効日	岐阜県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。ただし、下欄に掲げる産業に従事する労働者は、該当する特定(産業別)最低賃金と岐阜県最低賃金を比較して、いずれか高い方が適用となります。
岐阜県最低賃金	<b>910円</b>	R4.10.1	

## ◎特定(産業別)最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額 (時間額)	改正発効日	適用除外労働者 (岐阜県最低賃金が適用されます。)
岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	<b>929円</b>	R4.12.21	<ul style="list-style-type: none"><li>・18歳未満又は65歳以上の者</li><li>・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの</li><li>・清掃又は片付けの業務に主として従事する者</li><li>・電球・電気照明器具製造業で働く者</li><li>・手作業による、選別、包装又はこれらに付随する業務に主として従事する者</li><li>・卓上において、手作業により又は小型手持動力機、操作が容易な小型機械若しくは手工具を用いて行う巻線、組線又は組付の業務に主として従事する者</li></ul>
岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金	<b>972円</b>	R4.12.21	<ul style="list-style-type: none"><li>・18歳未満又は65歳以上の者</li><li>・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの</li><li>・清掃又は片付けの業務に主として従事する者</li><li>・手作業による、選別、包装又はこれらに付随する業務に主として従事する者</li><li>・卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務に主として従事する者</li></ul>
岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金	<b>991円</b>	R4.12.21	<ul style="list-style-type: none"><li>・18歳未満又は65歳以上の者</li><li>・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの</li><li>・清掃又は片付けの業務に主として従事する者</li><li>・手作業による、選別、包装又はこれらに付随する業務に主として従事する者</li><li>・卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務に主として従事する者</li></ul>

注1 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

注2 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが実質的に適用されます。

注3 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

注4 実際に支払われる賃金額と最低賃金額の比較方法

- ・時間給の場合は、時間給と最低賃金額を比較します。
- ・月給等の場合は、所定内賃金から3手当(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当)を差し引いた賃金額を1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。

●厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/>

●最低賃金に関する特設サイト

<https://pc.saiteichingin.info/>

●岐阜労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/>

●岐阜労働局賃金室

電話 058-245-8104

WEBで  
チェック!



この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください

# 働くを守る。暮らしを守る。 労働保険

「労働保険」とは、**労災保険(労働者災害補償保険)**と**雇用保険**を総称したものです。  
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続義務の有無などをご確認の上、  
**岐阜労働局又は最寄りの労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。**



**労保災**  
労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や不幸にもお亡くなりになった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。



**雇保用**  
労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

## 成立手続義務のある事業場

次の事業場は、労働保険の成立手続が法律で義務づけられています。  
正社員、パート、アルバイト等の名称や雇用形態に関わらず、  
**労働者を1人でも雇っている事業場は成立手続を行う義務があります。**

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。  
※強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます(任意加入制度)。

## 労働者とは？

労働者とは、正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず労働に対して給与が支払われる従業員のことをいいます。

短時間労働者(パート、アルバイト等)について



**労災保険**は、短時間労働者を含むすべての労働者が対象となります。

**雇用保険**は、労働時間等一定の条件を満たす場合は短時間労働者も対象となります。

※法人の役員、同居の親族等一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

## 成立手続を怠っていると？

- 1 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
- 2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。
- 3 事業主の方のための助成金が受けられません。

## 電子申請での手続き、口座振替納付が便利です。

- 労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。
- 口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページで「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。
- 電子申請での手続きをご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続きを行うことができます。

## お問い合わせは

岐阜労働局労働保険徴収室	058(245)8115	岐阜労働基準監督署	058(247)2370
大垣労働基準監督署	0584(80)5082	高山労働基準監督署	0577(32)1180
多治見労働基準監督署	0572(22)6381	関労働基準監督署	0575(22)3251
恵那労働基準監督署	0573(26)2175	岐阜八幡労働基準監督署	0575(65)2101